内閣総理大臣　安倍晋三様

２０１８年１月６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本キリスト教会

靖国神社問題特別委員会

　　委員長　古賀　清敬

伊勢神宮参拝に対する抗議声明

　貴職は、１月４日に伊勢神宮を参拝しましたが、これは信教の自由を保障する憲法第２０条への明白な違反であり、厳重に抗議します。

　貴職は、これまでも首相として神社参拝した折に「自分の個人の信教の自由」とか「国民の代表として当然」だとか弁明してきましたが、なぜ憲法第２０条３項で、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と規定されているのかを考えたことがありますか。首相という公人がその権限を行使して特定の宗教施設で宗教行為を行うことは、多様な宗教を有する人々の信教の自由への直接的な侵害となるからです。それはたんなる「不快感」では済まされず、納税者に対して、また主権者である国民に対する背信行為にほかなりません。

　また、貴職は参拝後に記者会見を行い、憲法改正の議論を深めたいとの発言を行いましたが、たとえそのような願望を抱いていたとしても、現憲法を守らないでよいということにはなりません。貴職は、現憲法の下で現職にあることを許されているのであり、あくまでも現憲法を遵守し擁護する義務（第９９条）を負っている立場であることを断じて忘れてはなりません。まして、このような憲法違反行為を既成事実化し、自分の願う方向へと宗教を政治利用するのは、確信犯的な国家神道復活主義か狡猾な大衆操作であり、いずれにしても自由と民主主義とに反する不健全な政治であります。参拝後会見で「国を守る」と国民の危機意識を煽る前に、まず貴職自身が「憲法を守る」ことこそが優先的義務ではないですか。

　わたしたちは、イエス・キリストの父なる神のみを世界と歴史の主と信じるキリスト者としての信仰と、何が正義と公正であるかをすべての人々と共有すべき良心とにもとづいて、貴職の信教の自由の侵害に抗議し、政教分離原則を徹底して守るよう要請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）東京都世田谷区北烏山１丁目５１－１２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本キリスト教会東京告白教会気付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　篠塚　予奈

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡０３－３３００－６５２９